

短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)

1 事業概要

老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練を利用するサービス

2 人員、設備基準の概要

(1) 人員基準

ア 単独型 (利用定員 20 人以上)

職 種	員 数 ・ 資 格
医 師	1 人以上
生 活 相 談 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤換算方法で利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 人以上</li> <li>・ 常勤 1 人以上</li> </ul> <p>【資格】(特別養護老人ホームの生活相談員に準ずる) 社会福祉主事, 社会福祉士, 精神保健福祉士又は同等以上の能力を有すると認められる者</p>
介護職員又は看護師 若しくは准看護師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤換算方法で利用者の数が 3 又はその端数を増すごとに 1 人以上</li> <li>・ 介護職員又は看護職員(看護師又は准看護師)のうち 1 人以上は常勤</li> </ul> <p>【ユニット型】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昼間については, ユニット毎に常時 1 人以上</li> <li>・ 夜間については, 2 ユニット毎に 1 人以上</li> <li>・ ユニット毎に常勤のユニットリーダー(※)の配置</li> </ul> <p>※ エットケアリーダー研修受講者 2 名以上配置(但し 2 エット以下の場合 1 名で可)</p>
栄 養 士	<p>1 人以上</p> <p>※ 利用定員 40 人を超えない場合で他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務が可能な場合等(適切な栄養管理が行われているときで利用者の処遇に支障がないとき)は置かないことができる</p>
機 能 訓 練 指 導 員	<p>1 人以上 (当該事業所の他の職務従事可)</p> <p>※ 理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 看護職員, 柔道整復師, あん摩マッサージ指圧師, はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師は理学療法士, 作業療法士, 言語聴覚士, 看護職員, 柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る)</p>
調理員その他の従業者	実情に応じた適当数
管 理 者	<p>常勤専従 1 人</p> <p>※ 管理上支障がない場合, 当該事業所の他の職務, 又は同一敷地内の他の事業所・施設等の職務に従事可</p>
常時 1 人以上の介護職員に従事させること	

イ 空床型 (特別養護老人ホームのみ)

- ・ 当該利用者を入所者とみなした場合に, 特別養護老人ホームとして必要とされる従業者
- ・ 利用定員は, 当該特別養護老人ホームの利用定員以内

ウ 併設型（利用定員 20 人未満でも可とし、共生型サービスの基準は◎を参照）

特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，病院，診療所，介護老人保健施設，特定施設，地域密着型特別養護老人ホーム等（以下「併設本体施設」という。）と一体的に運営が行われるもの

職 種	員 数 ・ 資 格
医 師	1 人以上（併設本体施設の業務に支障がない範囲内で兼務が可能）
機 能 訓 練 指 導 員	1 人以上（併設本体施設の業務に支障がない範囲内で兼務が可能） ※ 理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師，あん摩マッサージ指圧師，はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師は理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，看護職員，柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で 6 月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）
栄 養 士	1 人以上（併設本体施設の業務に支障がない範囲内で兼務が可能） ※ 利用定員 40 人を超えない場合で他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務が可能な場合等（適切な栄養管理が行われているときで利用者の処遇に支障がないとき）は置かないことができる
生 活 相 談 員	併設本体施設と短期利用者の数を合算して常勤換算で必要な人数
介 護 職 員 又 は 看 護 師 若 しくは 准 看 護 師	併設本体施設と短期利用者の数を合算して常勤換算で必要な人数 ※ただし，利用者の状態像に応じ，必要がある場合に併設本体施設との密接な連携により確保できる場合は，配置しないことができる。 【ユニット型】 ・ 昼間については，ユニット毎に常時 1 人以上 ・ 夜間については，2 ユニット毎に 1 人以上 ・ ユニット毎に常勤のユニットリーダーの配置 ※ エキストラリーダー研修受講者 2 名以上配置（但し 2 ユニット以下の場合 1 名で可）
調 理 員 其 他 の 従 業 者	実情に応じた適当数
管 理 者	常勤専従 1 人 ※ 管理上支障がない場合，当該事業所の他の職務，又は同一敷地内の他の事業所・施設の職務に従事可
常時 1 人以上の介護職員に従事させること	
◎共生型居宅サービスの特例を受ける場合の基準	障害福祉制度等の指定を受けている指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第 118 条第 1 項）が，介護保険の共生型居宅サービス（共生型短期入所生活介護）の指定の特例を受ける場合は，指定障害者支援施設（障害者総合支援法第 29 条第 1 項）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第 114 条）の事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない空室を利用して指定短期入所事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）の従業者の員数が，共生型短期入所生活介護を受ける利用者数（要介護者は障害支援区分 5 とみなして計算）に当該指定短期入所事業所の利用者数を合わせた数に対して，当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上配置されること。

(2) 設備基準（共生型サービスの特例を受ける場合の基準は◎を参照）

設 備	面 積 等
居 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用定員 20 人以上で専用の居室を設けること</li> <li>※ 特養等と併設の場合は，利用定員を 20 人未満とすることができる</li> <li>・ 居室の定員は 4 人以下 (注)</li> <li>・ 1 人当たりの床面積は 10.65 m<sup>2</sup>以上 (注)</li> <li>・ 日照，採光，換気，防災等に考慮すること</li> </ul> <p>◎ 障害福祉制度等の指定を受けている指定短期入所事業者が，介護保険の共生型居宅サービスの指定の特例を受ける場合は，指定短期入所事業所の居室の面積を，指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が 9.9 m<sup>2</sup>以上であること。</p>
食 堂	利用定員×3 m <sup>2</sup> 以上であること (注)
機 能 訓 練 室	※ 食事，機能訓練の提供に支障がない場合は同一の場所可
浴 室	要介護者が使用するのに適したもので，適当な広さ，数を確保すること
便 所	
洗 面 設 備	
医 務 室	
静 養 室	※ユニット型の場合は必要ない
面 談 室	
介 護 職 員 室	
看 護 職 員 室	
調 理 室	
洗濯室又は洗濯場	
汚 物 処 理 室	
介 護 材 料 室	
必要な設備備品	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物であること。 (利用者の日常生活の場が 2 階以上又は地階に設けられていない場合は，準耐火建築物で可)</li> <li>・ 廊下の幅は 1.8m 以上，中廊下の幅は 2.7m 以上，常夜灯を設けること。(注)</li> <li>・ 階段の傾斜を緩やかにすること。(注)</li> <li>・ 利用者の日常生活の場が 2 階以上にある場合はエレベーター又は傾斜路を設けること。(注)</li> <li>・ 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けること。(注)</li> </ul>	
◎共生型居宅サービスの特例を受ける場合の基準	居室以外の設備については，指定短期入所事業所として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。

(注) 平成 12 年 4 月 1 日時点において老人短期入所事業を行っている施設又は老人短期入所施設については，適用しない。

【ユニット型の設備基準】

設 備		面 積 等
ユ ニ ツ ト	居 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個室（夫婦で居室を利用する場合等は2人でも可）</li> <li>・ 面積は10.65㎡以上（洗面設備を含み、便所部分は除く）</li> <li>・ 共同生活室に近接して一体的に設けていること</li> </ul> ≪個室的多床室≫ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室はプライバシーの確保がされていれば、天井と壁との隙間は可。</li> <li>・ 壁は、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのものは不可。</li> <li>・ 居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎない場合は不可。</li> </ul>
	共 同 生 活 室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユニットの利用定員は概ね10人以下</li> <li>・ 床面積は利用定員×2㎡以上</li> <li>・ 他のユニットの利用者が通過することなく事業所内の他の場所に移動が可能であること</li> <li>・ 利用者が食事、談話等を行うための設備</li> <li>・ 車椅子が支障なく通行できる形状</li> <li>・ 要介護者等が食事や談話等をするのに適したテーブル、椅子等の備品、簡単な流し、調理設備を設けることが望ましい</li> </ul>
	洗 面 設 備	居室に設けるのが望ましい（共同生活室に設ける場合は2ヶ所以上に分散）
	便 所	居室に設けるのが望ましい（共同生活室に設ける場合は2ヶ所以上に分散）
浴 室		居室のある階ごとに設けることが望ましい
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廊下の幅は1.8m以上、中廊下の幅は2.7m以上</li> <li>・ 廊下の一部の幅を拡張する（アルコーブを設ける）ことにより往来に支障がないと認められるときは廊下幅1.5m以上、中廊下幅は1.8m以上</li> </ul>		